

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp

ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>



法定協議会がスタート

― 中条町・黒川村合併協議会第一回会議を開催 ―

九月十七日に中条町、黒川村は、両町村の合併協議を進めるため、各町村協議会の議決を経て地方自治法及び合併特例法に基づく合併協議会を設置しました。これに伴い、任意協議会は解散し、事実上、協議の場合は法定協議会へと移されました。

十月十三日、黒川村ロイヤル胎内パークホテルにおいて第一回会議を開催しました。会議は、両町村長及び議会代表、住民代表等からなる三十二名の委員が出席して行われました。会議の冒頭、事務局より会長に熊倉中条町長、副会長に布川黒川村長を選任した旨報告があった後、熊倉会長よりあいさつがあり、続いて委員の委嘱状の交付が行われました。その後、報告事項八件、承認事項五件、協議事項七件について議論され、協議がスタートしました。



あいさつする熊倉会長



会議を傍聴する方々

新市名称

『胎内市』提案で合意

―第二回法定協議会―

新市のシンボル、母なる川「胎内」

新市の名称は、去る一月二十八日の第二回任意合併協議会に「公募とする」と提案され、その後、委員勉強会並びに任意協議会の場において数回にわたり慎重に協議されてきました。法定協議会へと協議が引き継がれ、十月十三日に開催された第一回協議会において、公募結果に基づく民意の尊重、新市のシンボルにふさわしい等の理由により、新市の名称を「胎内市」にしばって候補とすることを提案し協議会で合意されました。

協議会委員からは、「公募の結果からも、名称は胎内市とするのが自然である」、「両町村に共通する名称である」、「住民にとっても関心が高いので、胎内市と提案した理由を周知願いたい」等の意見が出されました。

なお、今回提案されました新市の名称につきましては、次回協議会において確認を得た後、正式決定される予定です。

新市名称協議内容

新市の名称については、任意協議会で公募による五つの名称候補の中から決定することが確認されており、第一回の協議会では白紙の議案が提出されました。

選定方法について、熊倉会長が各委員の意見を聴取したところ、委員からは「任意協議会でも相当議論してきたので、これまでの経緯を含めて会長からある程度の考えというか腹案を示してほしい」との意見が出されました。

協議会では、会長が意見を述べることを了承し、これを受けて会長は、新市の名称候補の中から「胎内市」にしばって候補としたいと提案し、協議会で合意されました。

相互信頼と互いに

尊重し合い

合併の実現を目指す！

合併協議において、新市の名称決定は非常に重要で、これまでも任意協議会、委員勉強会の場において協

議を進めてきました。

もとより、市町村の名称は、次のようなことから慎重な対応が求められていることでもあります。

①それぞれの歴史的由来があり、住民が深い愛着を持つため、合併により名称が消滅することに対して、住民の中に抵抗感や不安感が生ずること。

②合併協議が順調に進んで来たにもかかわらず、最終的には合併に至らなかったケースが数多くあること。

しかし、これまでの合併協議において築き上げた相互の信頼感と、互いを尊重し合う精神を大切にしながら、新市の名称協議を無事乗り越え、合併の実現に資することが法定協議会が果たさなければならぬ役割でもあります。

このため、今後の名称協議において、感情的対立を避け、円滑な協議を進めるため、委員の了解のもと、熊倉会長は次のとおり提案内容と理由を示したものです。

提案内容

●新市の名称は、
「胎内市」とする

提案理由

○両町村から寄せられた
公募結果を尊重

・公募結果では、「胎内」が他の候補より圧倒的に数をしのいでいた。町村別でも、中条町及び黒川村の両町村から数多く応募されており、年代別でも、各年代から万遍なく支持を受けている。これらのことを踏まえると、両町村の住民から十分支持を得られる名称ではないか。

・最終候補五点については、同等に取り扱うべきではないかとの意見もあるが、公募という形で民意を問い、かつ、結果が「胎内」が他を圧倒しているのであれば、この事実を十分に尊重すべきではないか。

・応募数が少ない中での公募結果を疑問視する意見もあるが、少なくとも、県内の他の協議会で実施された名称公募と比較すると応募期

◎新市名称応募数上位5点

順位	名称候補	地域別応募数			
		中条町	黒川村	その他	計
1	胎内市	300	118	29	447
2	中条市	154	11	17	182
3	櫛形市	66	8	3	77
4	たいない市	47	12	7	66
5	鳥坂市	30	21	2	53

間や条件はほぼ同じである。応募数を比較しても、特に、見劣りするものではなく、公募結果としては十分尊重できる。

○新市のシンボルとして
名称候補選定基準の充足

・「胎内」はアイヌ語で「清い水の流れ」を意味する。この清流が地域の豊かな自然と深い歴史を育んできた。地形に見る、稀な特徴や豊富な地下資源、水害と戦ってきた先人の偉業なども、胎内川がもたらしたこの地域独特の恩恵と言える。まさに母なる川「胎内」が新市のシンボルとして、名称候補

新市名称候補選定基準(抜粋)

- ①既存の市名に無い名前
(既存の市名と読みが同じでも表記の異なるものは、これに含む)
- ②両町村を地理的にイメージできる名前
- ③両町村の特徴を表す名前
- ④両町村の歴史・文化にちなんだ名前
- ⑤両町村を対外的にアピールできる名前
- ⑥両町村の知名度が向上できる名前
- ⑦合併を記念した名前
- ⑧その他新市にふさわしい名前

選定基準に掲げる条件を十分満たしているのではないか。

○新市のまちづくりの
基本方針と一致

・新市建設計画において、新市の将来像を自然共生型アメニティ都市の実現に置いている。これは、両地域の豊かで特徴的な自然をここですでにできない産業や交流に活用し、住む人にやさしく、かつ快適で、また、訪れる人にも潤いを提供する都市を目指しているものである。この都市像を象徴的に表す名称として、「胎内」がもつともふさわしいのではないか。

○既存町村名廃止に伴う影響も
関係機関の理解を求める

・本来、新設合併であれば、既存の自治体の法人格が消滅し、合併をもって、新たな法人格を持った自治体が誕生する。当然、既存の名称は消滅し、新設の自治体に新たな名称を冠するというのが筋である。

・合併に伴う社会経済的な影響を考慮し、新設合併であっても、既存の自治体の名称を使用する例もある。県内でも市と町村との合併で例があるが、町村同士の新設合併の場合では、全て、合併に伴い新名称を採用している。

・今回の合併により、既存の名称が消滅することによる社会経済的な影響は無いとはいえない。しかし、合併による新しい自治体の創設が広い意味での住民福祉の向上に資するものであると考え、名称変更により、影響を被る関係機関並びに関係者のご理解をお願いしたい。



新市名称協議の経過

月日	会合名	協議内容（主な意見）
平成16年1月28日	第2回任意合併協議会	・『新市の名称は公募とする。』と提案、確認される。
平成16年2月26日	第3回任意合併協議会	・新市名称募集要綱を提案。
平成16年3月26日	第4回任意合併協議会	・新市名称募集要綱を確認。選定方法は「応募された作品の中から上位5点を選定し、協議会に諮る」ことに改訂。
※新市名称公募（平成16年4月16日～5月17日）		
平成16年5月24日	第6回任意合併協議会	・公募状況を報告（282種類、1,515件の応募があったことを発表）。
平成16年6月22日	委員勉強会	【新市名称関連：主な意見等】 ・両町村の意見を聞いて、法定協議会の秋の時期で住民の意志決定をしてはどうか。 ・『胎内』が圧倒的で尊重すべきである。
平成16年6月30日	第7回任意合併協議会	・名称候補5点（『胎内』、『中条』、『橢形』、『たいない』、『烏坂』）を発表。
※中条町、黒川村で地域懇談会（住民説明会）を開催（平成16年7月中旬～8月上旬）		
平成16年8月25日	第9回任意合併協議会	【新市名称関連：主な意見等】 ・公募の結果について重く受け止めるべきである。 ・名称候補選定の手段として応募数上位という手法を使ったもので候補5点を並列において考えるべきではないか。 ・企業名などを変えることにより、対外的な影響も考える必要がある。 ・対外的な面でも、これからの新しいまちとして知名度を上げ、歴史や文化を築き上げていくことが大切になってくる。 ・両町村の合併ということなので、しこりを残さないような形で共通した何かを見出しながら両町村にふさわしい名称を選定すべきである。
平成16年9月28日	委員勉強会	【新市名称の協議の進め方について：主な意見等】 ・今までの議論をふまえ、会長の案を次回協議会に提案してはどうか。
平成16年10月13日	第1回合併協議会	・新市名称「胎内市」を提案し、次回協議会で確認することで合意される。

Q 胎内市に決定すると、住所表記はどうなるのか。

A 原則として、大字の字句のみを削除した現行の地名（大字名）を表示することになります。

例 北蒲原郡中条町本町 ← 胎内市本町

北蒲原郡黒川村大字東牧 ← 胎内市東牧

Q 名称が変わると、駅名やインターチェンジ名などは変わるのか。

A 警察署は法律により名称の変更はありませんが、それ以外は法律による変更はありません。

例 阿賀野市 安田IC
JR水原駅
JR京ヶ瀬駅



第1回協議内容

【報告事項】

◇報告第一号

「中条町・黒川村合併協議会規約について」

両町村議会の議決を経て、定めた規約について報告されました。

◇報告第二号

「中条町・黒川村合併協議会監査委員について」

協議会規約に基づき、協議会の監査委員を中条町代表監査委員の水戸部邦夫氏、黒川村代表監査委員の布川健三氏に委嘱したことについて報告されました。

◇報告第三号

「中条町・黒川村合併協議会幹事会規程について」

◇報告第四号

「中条町・黒川村合併協議会専門部会規程について」

◇報告第五号

「中条町・黒川村合併協議会分科会規程について」

◇報告第六号

「中条町・黒川村合併協議会財務規程について」

◇報告第七号

「中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程について」

◇報告第八号

「中条町・黒川村合併協議会事務局規程について」

これらの事項は、協議会規約において、「会長が別に定める」としたもので、それぞれ制定したことが報告されました。

【承認事項】

◇承認第一号

「中条町・黒川村合併協議会会議運営規程について」 (承認)

◇承認第二号

「中条町・黒川村合併協議会傍聴規程について」 (承認)

これらの事項は、協議会規約において、「会長が会議に諮り別に定める」としたもので、原案のとおり承認されました。

◇承認第三号

「平成十六年度中条町・黒川村合併協議会事業計画について」 (承認)

協議会事業として、新市建設計画や合併協定書の策定、協議会だよりの発行などを実施することが承認されました。

◇承認第四号

「平成十六年度中条町・黒川村合併協議会予算について」 (承認)

歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千三百万一千円とすることについて承認されました。

◇承認第五号

「行政制度調整方針について」 (承認)

両町村の行政制度調整の基本となる考え方について承認されました。

【協議事項】

◇議案第一号

「合併の方式について」 (確認)

北蒲原郡中条町、黒川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。原案のとおり確認されました。

◇議案第二号

「合併の期日について」 (確認)

合併の期日は、平成十七年九月一日とする。原案のとおり確認されました。

◇議案第三号

「新市の名称について」 (次回確認)

会長より、新市の名称を『胎内市』とする案が説明され、反対意見はな

く、合意されました。なおこの案件については、次回協議会で確認される予定です。

◇議案第四号

「事務所の位置について」 (確認)

新市の事務所の位置は、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とする。原案のとおり確認されました。

◇議案第五号

「条例・規則等の取扱いについて」 (提案)

◇議案第六号

「電算システムの取扱いについて」 (提案)

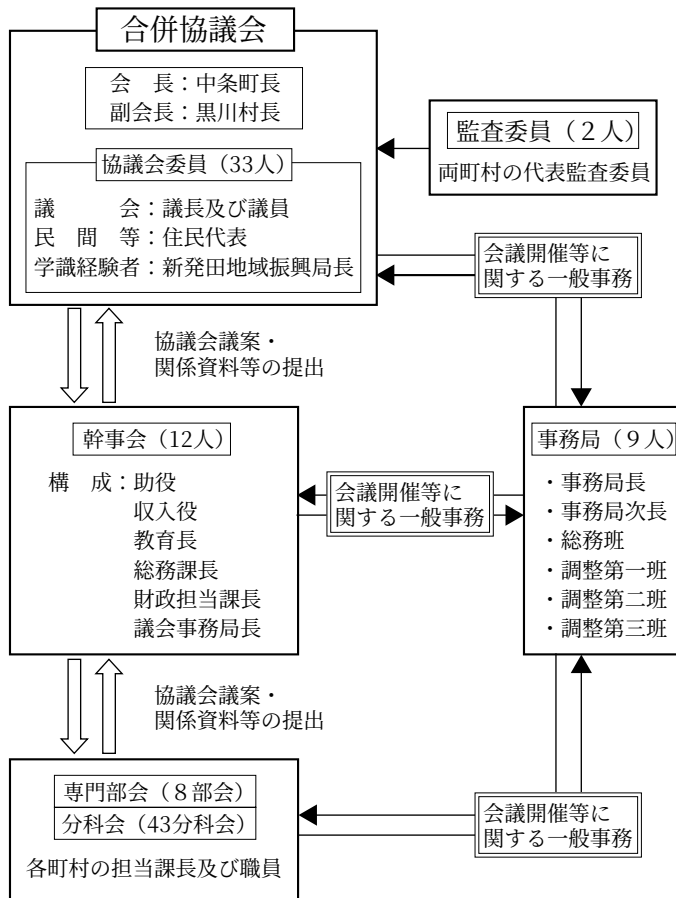
条例及び電算システムについては、統合に係る時間が必要となることから、その他の項目の中でも先行して提案説明が行われました。

◇議案第七号

「新市建設計画について」 (提案)

合併特例法第五条により作成される新市建設計画については、新市将来構想の策定時からの議論に基づく施策・事業をもちこみ、提案されました。今後、県との協議を経て、最終的な計画となる旨、事務局より説明がありました。

合併協議会組織・委員名簿



区 分		氏 名	所 属
会 長		熊 倉 信 夫	中条町長
副会長		布 川 陽 一	黒川村長
議会代表第2号委員	中条町	水 澤 寅 一	中条町議会議長
		皆 藤 和 雄	中条町議会副議長
		渡 辺 宏 行	中条町議会合併問題特別委員会委員長
		富 樫 誠	中条町議会合併問題特別委員会副委員長
		諏 訪 松 男	中条町議会経済建設常任委員会委員長
	黒川村	小 野 金 吾	黒川村議会議長
		皆 川 彌 一郎	黒川村議会副議長
		布 川 嘉 一郎	黒川村議会合併問題特別委員会委員長
		坂 上 秋 男	黒川村議会合併問題特別委員会副委員長
		坂 上 彌 一郎	黒川村議会議会運営委員長
住民代表第3号委員	中条町	杉 田 正	中条町農業協同組合代表理事組合長
		松 浦 隆	中条町農業委員会会長
		石 井 富 彦	中条町商工会会長
		相 馬 晃	中条町教育委員会委員長
		大 沼 鐵 男	中条地区区長会会長
		小 泉 清 海	乙地区区長会会長
		佐 藤 廣 夫	築地地区区長会会長
		片 野 茂	中条町消防団団長
		齋 藤 八 重 子	女性層代表
		近 永	女性層代表
	黒川村	小 野 貴 史	青年層代表
		水 澤 信 一	黒川村農業協同組合常務理事
		羽 田 晃	黒川村農業委員会会長代理
		大 平 弘 平	黒川村商工会会長
		鈴 木 秀 一	黒川村教育委員会委員長
		桐 生 喜 四 郎	区長代表
		増 子 春 三	区長代表
		石 山 英 男	区長代表
		坂 上 徳 三 郎	黒川村消防団団長
		桐 生 百 合 子	女性層代表
		佐 藤 ヒロ子	女性層代表
		坂 上 隆 夫	青年層代表
新潟県	山 賀 好 郎	新発田地域振興局局長	

お知らせ

合併協議会会長・副会長について

副会長について

十月十七日より丸岡隆二氏が中条町長に就任されました。合併協議会の会長・副会長については、協議会規約により『両町村の長が協議して定める』となっています。

そのため、後日両町村長の協議により決定されます。

協議会ホームページ開設について

協議会のホームページを開設しました。協議会での議事録や資料等が閲覧できます。ぜひご覧ください。

また、任意協議会のホームページへのリンクもできますのでご利用ください。



URL: <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

協議会を傍聴しませんか

◇第2回合併協議会

とき 11月12日(金)午後2時から
 ところ ロイヤル胎内パークホテル

◇第3回合併協議会

とき 11月25日(木)午後2時から
 ところ 中条町産業文化会館

※受付は午後1時30分から行います。

※傍聴はどなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL: <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>